

定款改定案(新旧比較)

現 行	改 定 案
第1条～第3条 <省略>	第1条～第3条 <省略>
<p>(事業)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 「日本型経営」の原点、「社会貢献」の思想を学ぶ場の提供、啓蒙活動及び実践活動</p> <p>(2) 日本発の「公益資本主義」の必要性についての啓蒙、講演、執筆活動</p> <p>(3) 「民間ODA」による貧困国の教育・医療支援活動</p> <p>(4) 官民連携による地方活性化支援ならびに推進活動</p> <p>(5) 政府への税制改正要望、提言活動(投資税制、相続税、寄附税制等)</p> <p>(6) 会員企業の持続的成長・発展のための各種研修会、勉強会の実施</p> <p>(7) 会員企業の成長に繋がる国際化、グローバル化の支援ならびに推進活動</p> <p>(8) 日本の会計制度、会社法、金融商品取引法の課題抽出ならびに改正要望、提言活動</p> <p>(9) その他、日本の成長・発展に資する政策提言活動</p> <p>2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><省略></p> <p>(会員の構成)</p> <p>第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。</p> <p>(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体</p> <p>(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体</p> <p>(3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 「日本型経営」の原点、「社会貢献」の思想を調査研究し、正しい企業の在り方を啓蒙・実践する事業</p> <p>(2) 日本発の「公益資本主義」の必要性についての啓蒙、講演、執筆等を行うことにより、日本ならびに世界経済の発展に寄与する事業</p> <p>(3) 開発途上国の教育・医療・自立支援に繋がる経済協力活動等を行うことにより、開発途上国の発展に寄与する事業</p> <p>(4) 地域行政に対し、問題点を調査研究、提議し、官民連携による活性化支援ならびに推進活動等を行うことにより、地域社会の健全な発展に寄与する事業</p> <p>(5) 現行の税制制度、会計制度、会社法、コーポレートガバナンス、コンプライアンス等について多角的な視野から分析し、課題を抽出して、政府へ改革案を提案することにより、日本国の発展に寄与する事業</p> <p>(6) その他、日本の成長・発展に寄与する事業</p> <p>2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><省略></p> <p>(会員の構成)</p> <p>第5条 この法人の会員は、正会員、賛助会員、名誉会員とする。</p> <p>2 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体とする。</p> <p>3 賛助会員は、この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体</p> <p>4 名誉会員は、この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者とする。</p> <p style="text-align: center;">(代議員)</p> <p>第7条 この法人の一般法人法上の社員は、概ね正会員100人から200人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって(以下、「代議員」という)社員とする。端数の取扱いについては理事会で定める。</p> <p>2 代議員は、正会員の中から選ばれることを要し、代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。正会員は、代議員選挙に立候補することができる。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。</p> <p>3 前項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。</p> <p>4 第2項の代議員選挙は、2年に1度、新事業年度開始までに実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員選任(一般法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(一般法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。)</p> <p>5 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。</p> <p>6 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。</p> <p>(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨</p> <p>(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名</p> <p>(3) 同一の代議員につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位</p> <p>7 第5項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する社員総会の終結の時までとする。</p> <p>8 正会員は一般法人法に規程された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。</p> <p>(1) 第14条第2項の権利(定款の閲覧等)</p> <p>(2) 第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)</p> <p>(3) 第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)</p> <p>(4) 第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)</p> <p>(5) 第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)</p> <p>(6) 第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)</p> <p>(7) 第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)</p> <p>(8) 第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)</p> <p style="text-align: center;"><省略></p>
<省略>	<省略>

定款改定案(新旧比較)

現 行	改 定 案
<p>(除名) 第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決をもって、当該会員を除名することができる。</p> <p style="text-align: center;">〈省略〉</p> <p>(会員資格の喪失) 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。 (1) 第7条の義務を1年以上履行しなかったとき。</p> <p style="text-align: center;">〈省略〉</p> <p>第4章 社員総会</p> <p>(構成) 第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。</p> <p>(権限) 第12条 社員総会は、次の事項について決議する。 (1) 会員の除名</p> <p style="text-align: center;">〈省略〉</p> <p>(9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項</p> <p style="text-align: center;">〈省略〉</p> <p>(開催地) 第14条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。</p> <p>(招集) 第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。</p> <p>(議長) 第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。</p> <p>(議決権) 第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。</p> <p>(決議) 第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。 (1) 会員の除名</p> <p style="text-align: center;">〈省略〉</p> <p>(代理) 第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。</p> <p>(決議・報告の省略) 第20条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。 2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">〈省略〉</p> <p>(役員の設置) 第23条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 3名以上10名以内 (2) 幹事 2名以内 2 理事のうち、1名を代表理事とする。 3 代表理事以外の理事のうち、2名を業務執行理事とする。</p>	<p>(除名) 第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決をもって、当該会員を除名することができる。</p> <p style="text-align: center;">〈省略〉</p> <p>(会員資格の喪失) 第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。 (1) 第8条の義務を1年以上履行しなかったとき。</p> <p style="text-align: center;">〈省略〉</p> <p>第4章 総会</p> <p>(構成) 第12条 総会は、すべての代議員をもって構成する。 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。</p> <p>(権限) 第13条 総会は、次の事項について決議する。 (1) 代議員及び会員の除名</p> <p style="text-align: center;">〈省略〉</p> <p>(9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項</p> <p style="text-align: center;">〈省略〉 削除</p> <p>(招集) 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。 2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p> <p>(議長) 第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>(議決権) 第17条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。</p> <p>(決議) 第18条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 (1) 代議員及び会員の除名</p> <p style="text-align: center;">〈省略〉</p> <p>(代理) 第19条 総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。</p> <p>(決議・報告の省略) 第20条 理事又は代議員が、総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。 2 理事が代議員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">〈省略〉</p> <p>(役員の設置) 第23条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 3名以上10名以内 (2) 幹事 2名以内 2 理事のうち、1名を会長とし、一般法人法上の代表理事とする。 3 代表理事以外の理事のうち、2名を副会長とし、一般法人法上の業務執行理事とする。</p>

定款改定案(新旧比較)

現 行	改 定 案
<p>(役員の選任) 第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p>	<p>(役員の選任) 第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p>
<省略>	<省略>
<p>(役員の解任) 第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p>	<p>(役員の解任) 第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p>
<省略>	<省略>
<p>(最高顧問、相談役、特別顧問) 第30条 この法人に、最高顧問、相談役、特別顧問を若干名、置くことができる。 2 最高顧問、相談役、特別顧問は、次の職務を行う。 (1) 会長及び代表理事の相談に応じること。 (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。 (3) 最高顧問、相談役、特別顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。 (4) 最高顧問、相談役、特別顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 (5) 最高顧問、相談役、特別顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。</p>	<p>(名誉会長、最高顧問、相談役、特別顧問) 第30条 この法人に、名誉会長、最高顧問、相談役、特別顧問を若干名、置くことができる。 2 名誉会長、最高顧問、相談役、特別顧問は、次の職務を行う。 (1) 会長及び代表理事の相談に応じること。 (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。 3 名誉会長、最高顧問、相談役、特別顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。 4 名誉会長、最高顧問、相談役、特別顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 5 名誉会長、最高顧問、相談役、特別顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。</p>
<省略>	<省略>
<p>(権限) 第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1) 業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職 (4) 最高顧問、相談役、特別顧問の選任及び解任 (5) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定</p>	<p>(権限) 第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1) 業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長及び副会長の選定及び解職 (4) 名誉会長、最高顧問、相談役、特別顧問の選任及び解任 (5) 総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定</p>
<省略>	<省略>
<p>(理事会規則) 第42条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。</p>	<省略> 削除
<省略>	<省略>
<p>(事業計画及び収支予算) 第49条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p>	<p>(事業計画及び収支予算) 第48条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p>
<p>(事業報告及び決算) 第50条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 (6) 財産目録 (7) キャッシュフロー計算書</p>	<p>(事業報告及び決算) 第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 (6) 財産目録</p>
<省略>	<省略>
<p>(定款の変更) 第52条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。</p>	<p>(定款の変更) 第51条 この定款は、総会における、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。</p>
<p>(合併等) 第53条 この法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる</p>	<p>(合併等) 第52条 この法人は、総会における、総代議員の半数以上であって、総代議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる</p>
<p>(解散) 第54条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。</p>	<p>(解散) 第53条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会における、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。</p>
<省略>	<省略>